大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

審査講評

令和８年11月

大牟田市企業局

大牟田・荒尾共同浄水場等運営事業

業務委託者審査委員会

目　　次

第１章　事業の概要 1
１．事業名称 1
２．事業方式及び事業期間 1
３．対象施設及び対象業務 1
４．見積限度額 3
第２章　審査方法 3
１．参加書類の審査 3
２．委員会の委員 3
３．受託事業者決定の手順 3
第３章　審査結果及び講評 6
１．審査結果及び受託事業者決定の経過 6
第４章　審査結果 7
１．参加資格の確認 7
２．提案内容の審査 7
３．総合評価点の算定及び最優秀提案者の決定 8
第５章　審査講評 10

第１章　事業の概要

１．事業名称

大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

２．事業方式及び事業期間

（１）事業方式

本事業は、共同浄水場及び共同浄水場外施設の維持管理業務、共同浄水場既存設備の更新計画の立案と、同計画に基づく設計及び工事等業務を一括して委託するものである。

両市は共同浄水場について水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の３に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託（以下「第三者委託」という。）し、受託事業者は、受託水道業務技術管理者を置き、共同浄水場の維持管理（運転及び保守点検等）を行う。

また、共同浄水場外施設の維持管理業務については、法定外委託とする。

（２）事業期間

本事業は、業務委託契約締結の翌日から令和 24 年３月までを事業期間とする。なお、令和９年３月末日までは事業引継ぎ期間であり、受託事業者へのサービス対価の支払いは行わない。

①　事業引継期間 契約締結の翌日～令和９年３月

②　維持管理期間 令和９年４月～令和 24 年３月

３．対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記のとおりである。

（１）対象施設

(ｱ)共同浄水場

(ｲ)共同浄水場外（水質監視装置等）

上の原浄水場

荒尾市中央水源地

(ｳ)共同浄水場外（大牟田市単独分）

清 里 水 源 ･･･ 井戸９箇所及び清里総合ポンプ場
（２井は運転監視制御・点検、７井は点検のみ）

配　水　池 ･･･ 延命配水池、勝立配水池、甘木配水池、四箇配水池の４箇所

ポ ン プ 場 ･･･ 水源センター、四箇ポンプ場、黒崎団地加圧ポンプ場及び稲荷山団地ポンプ場の４箇所

水質モニター ･･･ 藤田町、四山、南部浄化センター、龍湖瀬及び四箇湯谷の５箇所

そ　の　他 ･･･ 稲荷山配水施設、BC 区減圧弁、今山減圧弁、大正流調局の４箇所

（２）対象業務（以下「本業務」という。）

(ｱ) 共同浄水場維持管理業務

a　運転管理業務

b　保守点検業務

（共同浄水場の運転管理に関わる上の原浄水場及び荒尾市中央水源地における水質計器並びに遠方監視設備の保守点検も含む。）

c　水質管理業務

d　修繕業務

e　消耗品調達管理業務

f　膜交換等業務

g　薬品調達管理業務

h　光熱水燃料調達管理業務

i　浄水ケーキ有効利用業務

j　見学対応業務

k　保安業務

l　植栽管理業務

m　清掃業務（施設清掃含む）

n　災害及び事故対策業務

o　事業終了時の引継ぎ業務

(ｲ) 共同浄水場外施設維持管理業務

a　運転管理業務

b　保守点検業務

（遠方監視制御設備の子局の保守点検を含む。）

c　消耗品調達管理業務

d　薬品調達管理業務（清里総合ポンプ場及び四箇ポンプ場の次亜塩素酸ナトリウム）

e　燃料調達管理業務（四箇ポンプ場の自家発電設備の燃料及び黒崎団地加圧ポンプ場の非常用エンジンの燃料）

f　保安業務

g　植栽管理業務

h　清掃業務（配水池内の清掃は含まない）

i　場外残留塩素等検査業務（大牟田市）

j　事業終了時の引継ぎ業務

(ｳ) 共同浄水場既存設備更新業務

a　長期更新計画策定業務

b　設計業務

c　工事等業務

４．見積限度額

本事業の見積金額の限度額は、金 11,813,126,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

第２章　審査方法

１．参加書類の審査

参加書類の審査は、学識経験者等で構成する「大牟田市企業局　大牟田・荒尾共同浄水場等運営事業業務委託者審査委員会」（以下「委員会」という。）が、あらかじめ定めた事業者選定基準に基づき、最優秀提案を選定する。

２．委員会の委員

委員会の委員は、次のとおりである。

（委員長）	堤　　行彦	福山市立大学　名誉教授	
（委　員）	並木　武史	日本水道協会　工務部技術課　担当課長	令和８年４月１日から
（委　員）	川﨑　智寛	株式会社川崎会計代表取締役　公認会計士・税理士	
（委　員）	松永　伸一	大牟田市企業局　局長代理	令和８年４月１日から
（委　員）	冨安　啓二	荒尾市企業局　局長兼総務課長	
※１	秋場　忠彦	日本水道協会　水道技術総合研究所　主任研究員	令和８年３月 31 日まで
※２	河野　正法	大牟田市企業局　局長	令和８年３月 31 日まで

３．受託事業者決定の手順

審査は、参加資格の確認、提案内容の審査の順に実施する。各審査の内容は、次のとおりである。

（１）参加資格の確認

①　参加資格確認申請書等の確認

両市は、本事業のプロポーザルに応募する企業（以下「参加者」という。）に求めた参加資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

②　参加資格要件の確認

両市は、参加者が募集要項に記載した参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

（２）提案内容の審査

①　応募時の提出書類の確認

両市は、参加者から提出された応募時の提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

② 基礎審査

両市は、見積価格が見積限度額以下である参加者を対象として、提案書類について以下を確認する。

（ア）業務要求水準達成の確認

提案内容が「募集要項添付書類（１）業務要求水準書」に定めた業務要求水準を満たしているか否かを確認する。業務要求水準を満たしていない場合は失格とする。

（イ）見積価格の確認

参加者の見積額が、見積限度額以下であることを確認する。見積限度額を超える場合は失格とする。

③参加書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング

両市は提案内容確認のために必要と判断した場合に、参加者によるプレゼンテーション及び提案内容に対するヒアリングを実施する。

④ 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格評価点＝（最も低い見積金額÷参加者の見積金額）×100

なお、価格評価点は、小数点第３位以下を四捨五入し、小数点第２位までを求める。

⑤ 技術評価審査

この技術の評価においては、参加者が提出した提案内容を表－２の配点に基づき、得点化（以下「技術評価点」という。）する。

⑥ 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり４段階の評価を行い、得点化する。なお、技術評価点は、小数点第２位までを求める。

表－1　技術評価の判断基準、評価及び得点化方法

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.80
やや優れている	C	配点×0.60
要求水準を満たしている（注１） 特に優れているところがない（注２）	D	配点×0.40

注１：表－２に示す審査項目のうち、以下に示す項目

１．共同浄水場維持管理業務に関する事項

２．共同浄水場外施設維持管理業務に関する事項

３．共同浄水場既存設備更新業務に関する事項

注２：表－２に示す審査項目のうち、以下に示す項目

４．事業計画に関する事項
５．全体に関する事項

（３）総合評価点の算定及び優秀提案の選定

①　総合評価点の算定

各参加者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点を算出する。

技術評価点と価格評価点のウェイトは、７：３とする。

下式のとおり、技術評価点×0.7 と価格評価点×0.3 の合計値が総合評価点となる。

総合評価点＝技術評価点×0.7＋価格評価点×0.3

②　最優秀提案の選定

各参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案に選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が２以上あるときは、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案に選定する。技術評価点も同点である場合は、当該参加者によるくじ引きにより決定する。

表－２　技術評価の審査項目及び配点

審査項目			配点
Ｑ　技術評価点			100点
	１．共同浄水場維持管理業務に関する事項		21点
		１－１　運転管理業務における提案	5点
		１－２　保守点検業務における提案	4点
		１－３　修繕業務における提案	5点
		１－４　災害・事故対策対応における提案	5点
		１－５　その他業務における提案	2点
	２．共同浄水場外施設維持管理業務に関する事項		13点
		２－１　運転管理業務における提案	5点
		２－２　保守点検業務における提案	5点
		２－３　その他業務における提案	3点
	３．共同浄水場既存設備更新業務に関する事項		30点
		３－１　長期更新計画における提案	15点
		３－２　設計業務における提案	7点
		３－３　工事等業務における提案	8点
	４．事業計画に関する事項		21点
		４－１　事業の安全性	15点
		４－２　セルフモニタリング	6点
	５．全体に関する事項		15点
		５－１　環境配慮	2点
		５－２　先進性、独自性	3点
		５－３　コスト縮減方策	7点
		５－４　地域貢献度	3点
Ｍ　価格評価点			100点
総合評価点　　合計（Ｑ×0.7＋Ｍ×0.3）			100点

（４）受託事業者の決定

両市は、委員会の審査結果を基に最優秀提案者を決定し、交渉、契約締結により受託事業者に決定する。

第３章　審査結果及び講評

１．審査結果及び受託事業者決定の経過

（１）最優秀提案者決定の経過

最優秀提案者決定までの経過は、表－３に示すとおりである。

なお、令和７年 11 月 26 日で１グループからの参加申請があったものの、令和８年１月９日までに同グループからの参加辞退届が提出されたため、プロポーザルを中止し、令和８年４月 22 日に再公告を行った。

表－３　最優秀提案者決定の経過

実　施　事　項	日　　程
第１回審査委員会	令和７年７月３日（木）
実施方針の公表	令和７年７月 10 日（木）
実施方針に対する質問、意見の受付締切	令和７年７月 24 日（木）
実施方針に対する質問回答の公表	令和７年８月 18 日（月）
第２回審査委員会	令和７年８月 26 日（火）
募集要項等の公表（公告）	令和７年９月 25 日（木）
募集要項等に関する質問の受付締切	令和７年 10 月 10 日（金）
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和７年 11 月７日（金）
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和７年 11 月 26 日（水）
参加希望者なしのため中止	令和８年１月９日（金）
募集要項等の公表（再公告）	令和８年４月 22 日（水）
募集要項等に関する質問の受付締切	令和８年６月５日（金）
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和８年７月６日（月）
第３回審査委員会	令和８年７月 23 日（木）
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和８年７月 24 日（金）
参加資格確認結果通知	令和８年８月７日（金）
提案書類の受付	令和８年９月 11 日（金）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和８年 10 月 29 日（木）
最優秀提案者決定・公表	令和８年 11 月５日（木）
基本契約及び業務委託契約の締結	令和８年 12 月以降

（２）審査委員会における審査

審査委員会では表－４に示すとおり審査を行った。

表－４　審査委員会の経過

実施事項	審査内容
第１回審査委員会	実施方針 業務要求水準書（案） 事業者選定基準（案）
第２回審査委員会	実施方針に関する質問の回答及び意見 募集要項 業務要求水準書 事業者選定基準 提出書類作成要領及び様式集 基本契約書（案）、業務委託契約書（案）
第３回審査委員会	令和７年度プロポーザル中止の経緯 再公告に関する募集要項等における変更点等 募集要項等に関する質問の回答 事業者選定基準等
第４回審査委員会	プレゼンテーション及びヒアリングの実施 最優秀提案者の選定

第４章　審査結果

１．参加資格の確認

（１）参加表明

令和８年４月 22 日の公告に対して、１グループ（Ｅグループ）の参加表明があった。

（２）参加資格要件の確認

両市は、１グループについて参加資格確認申請書等がすべてそろっていることを確認した。

（３）参加資格要件の確認

両市は、参加者が募集要項に記載した参加者の構成及び構成員が入札参加資格要件を満たしていることを確認した。

２．提案内容の審査

（１）入札

参加表明があったＥグループから提案書類の提出があった。

（２）提出書類の確認

両市は、参加者から提出された提案書類がすべてそろっていることを確認した。

（３）見積価格確認

両市は、参加者が提出した見積書に記載された見積金額が、見積限度額以下であることを確認した。

（４）基礎審査

両市は、業務要求水準を達成していること及び業務遂行能力を有していることを確認し、Ｅグループを基礎審査合格とした。

（５）技術評価審査

参加者が提出した提案内容と審査項目について、提案書、添付書類、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、技術評価（ＡＢＣＤ評価）を行った。

３．総合評価点の算定及び最優秀提案者の決定

（１）価格の得点化

見積金額をもとにした価格評価点は、次のとおりとなった。

表－５　価格評価点

項　目	Ｅグループ
見積額（千円）（①）	11,690,000
最も低い見積額（千円）（②）	11,690,000
価格評価点（③）（②÷①×100）	100.00

（２）技術評価の得点化

委員ごとの技術評価を得点化し、その平均値を算出した結果は、次のとおりとなった。審査項目別の技術評価点は、表－８に示すとおりである。

表－６　技術評価点

項　目	Ｅグループ
技術評価点（④）	64.12

（３）総合評価の算定

価格評価点及び技術評価点を合計した総合評価点の結果は、次のとおりとなった。

表－７　総合評価点

項　目	Ｅグループ
価格評価点（③×0.3）	30.00

技術評価点（④×0.7）	44.88
合　計	74.88

表－８　審査項目別の技術評価点の内訳

審査項目		配点	Ｅグループ技術評価点
１．共同浄水場維持管理業務に関する事項		21点	12.72点
	１－１　運転管理業務における提案	5点	3.04点
	１－２　保守点検業務における提案	4点	2.40点
	１－３　修繕業務における提案	5点	3.20点
	１－４　災害・事故対策対応における提案	5点	2.80点
	１－５　その他業務における提案	2点	1.28点
２．共同浄水場外施設維持管理業務に関する事項		13点	8.20点
	２－１　運転管理業務における提案	5点	3.20点
	２－２　保守点検業務における提案	5点	3.20点
	２－３　その他業務における提案	3点	1.80点
３．共同浄水場既存設備更新業務に関する事項		30点	20.92点
	３－１　長期更新計画における提案	15点	10.44点
	３－２　設計業務における提案	7点	5.04点
	３－３　工事等業務における提案	8点	5.44点
４．事業計画に関する事項		21点	12.88点
	４－１　事業の安全性	15点	9.04点
	４－２　セルフモニタリング	6点	3.84点
５．全体に関する事項		15点	9.40点
	５－１　環境配慮	2点	1.12点
	５－２　先進性、独自性	3点	2.16点
	５－３　コスト縮減方策	7点	4.20点
	５－４　地域貢献度	3点	1.92点
合計		100点	64.12点

（４）最優秀提案者の決定

両市では、委員会における最優秀提案選定結果を受けて、最優秀提案に選定されたＥグループを最優秀提案者に決定した。Ｅグループの構成は次のとおりである。

表－９　最優秀提案者の構成企業

役割	企業名称
代表企業	メタウォーター（株）
維持管理企業	メタウォーターサービス（株）

第５章　審査講評

（１）共同浄水場維持管理業務に関する事項

社員教育について具体的な育成手順が提案されている。また、保守点検では、異常値の把握方法に関する具体的な提案や、点検・故障・修繕履歴の記録と、修繕・更新計画へ判断に活用する方針が示されており、要求水準の点検・予防保全に加えて、点検結果を設備の状態評価や計画的な保全につなげる提案となっているなど、民間事業者の創意工夫が感じられた。

（２）共同浄水場外施設維持管理業務に関する事項

ノウハウを反映した分かり易いマニュアル作成により、作業員交代時でも作業の標準化を図る提案となっている。

また、電気・計装・監視設備の異常時には、現地対応者が現場業務責任者へ報告し、構成企業間で現場対応を支援する協力体制を提案しており、業務の安定的な持続を意識した提案となっていることが評価できる。

（３）工事業務に関する事項

保守点検や修繕で得られた情報、前年度までの工事・修繕履歴を踏まえて、長期更新計画に反映する考え方が示されている。点検・修繕記録を保管するだけでなく、更新判断の根拠として活用する方法が具体化されている点は評価できる。加えて、重要設備の更新時期を分散する等、更新費用の平準化に対する具体的な提案があるなど、創意工夫が感じられた。また、工事業務では、運転継続と安全・品質確保に向けた方策を示しているところが評価できる。

（４）事業計画に関する事項

収益・費用の計上に企業会計原則等を適用し、財務セルフモニタリングも実施するとしている。会計確認、資金確保、リスク対応を組み合わせた事業継続の方策が具体的に示されている点は評価できる。

（５）全体に関する事項

環境配慮では、季節に応じた送水量の見直しなど、運転、更新工事、事業運営の各段階で環境負荷を低減する方針が示されている。

先進性・独自性では、設計における 3D モデルの適用や、スマートデバイスを用いた遠隔支援などが示されている。

コスト縮減では、運転管理業務、保守点検業務、維持管理業務に基づく更新事業費の低減などを提案している。

地域貢献では、資材・業務の地元調達、地域企業のスキルに応じた発注・役割分担、地域人材の採用・育成を提案している。また、地域企業の活用による地域経済への貢献と、緊急時や突発的な修繕への対応力確保を併せて示している。

いずれの提案についても、民間事業者の創意工夫が感じられる提案であった。

（6）まとめ

Ｅグループの提案は、業務品質の確保と継続的な改善を図る方針を示しているとともに、保守点検・修繕、健全度や事故重要度に基づく更新判断、長期更新計画の見直しなど、更新費用の平準化につなげる提案は、維持管理と更新を一体的に進める点が特徴である。また、15 年という長期にわたる契約であるが、この間の事業継続を支える具体的な提案を行っている。

同時に、環境配慮と新規技術の採用による業務の効率化、地域企業・人材の活用に関する提案など、本事業の特徴、両市の特性などを踏まえた提案となっている。

おわりに

本事業は、ＤＢＯ方式で実施された大牟田市と荒尾市の共同浄水場整備運営事業のうち、維持管理業務に関する二期目の事業である。

本事業には、１グループが参加を表明し、同グループからの提案があった。提案書作成には、多くの労力が傾注されたであろうことが窺われ、また、プレゼンテーション及びヒアリングに対する姿勢にも真摯な取り組みが感じられ、審査委員一同敬意を表するものである。

メタウォーター（株）を代表企業とする１者の応募であったが、本事業の遂行に当たり、質の確保と継続性、改善に向けた提案などが網羅的に提案されており、両市が求める業務水準を上回り、また、民間事業者の創意工夫が盛り込まれた優れた提案であると評価した。

審査委員会は、技術面及び価格面を総合的に評価した結果、メタウォーター（株）を代表企業とするグループの提案書を最優秀提案として選定した。

今後、同グループと両市との協議においては、本事業が市民生活を支える重要な公共サービスであることを十分に認識し、安全で安定した給水の確保を最優先に、提案内容の具体化と着実な実施を念頭に取り組まれることを期待する。また、事業の実施に当たっては、両市との継続的な情報共有と十分な協議の実施により、官民の適切な連携のもと、長期にわたり安定した事業運営が図られることを期待するものである。

大牟田市企業局　大牟田・荒尾共同浄水場等運営事業業務委託者審査委員会
委員長　堤　行彦